

グループホーム ぶどう苑

指定認知症対応型共同生活介護 利用契約書

目 次

第一章総則 第1条 (契約の目的) 第2条 (契約期間) 第3条 (認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更) 第4条 (介護保険の基準サービス) 第5条 (介護保険の基準外サービス) 第6条 (契約期間と利用期間) 第7条 (運営規程の遵守) 第二章 サービス利用と料金の支払い 第8条 (サービス利用料金の支払い) 第9条 (利用料金の変更) 第三章 事業者の義務 第10条 (事業者及びサービス従事者の義務) 第11条 (守秘義務) 第四章 契約者の義務 第12条 (契約者の施設利用上の注意義務等) 第13条 (契約者の禁止行為)	第五章 損害賠償(事業者の義務違反) 第14条 (損害賠償責任) 第15条 (損害賠償がなされない場合) 第16条 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能) 第六章 契約の終了 第17条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助) 第18条 (契約者からの中途解約等) 第19条 (契約者からの契約解除) 第20条 (事業者からの契約解除) 第21条 (契約の終了に伴う援助) 第22条 (居室の明け渡し〔清算〕) 第七章 その他 第23条 (契約者代理人) 第24条 (要望等の処理) 第25条 (協議事項)
---	--

_____ (以下「契約者」という。)特定非営利活動法人とにもあゆむ会 (以下「事業者」という。)は、事業者がグループホームぶどう苑(以下「事業所」という。)において、提供する認知症対応型共同生活介護の利用について、次のとおり利用契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める認知症対応型共同生活介護を提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する認知症対応型共同生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)は、別紙「認知症対応型共同生活介護計画書」に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日から6ヵ月間とします。契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヵ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、事業所の認知症対応型共同生活介護計画作成担当者(以下「作成担当者」という。)に契約者の認知症対応型共同生活介護計画に関する業務を担当させることとします。
- 2 作成担当者は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
- 3 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、若しくは契約者及びその家族等の求めにより、認知症対応型共同生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、認知症対応型共同生活介護計画を変更する必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して認知症対応型共同生活介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に関して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下「基準サービス」という。）を提供します。

第5条（介護保険の基準外サービス）

- 1 事業者は、家賃及び食材料費並びに日常生活上必要なサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた期間内において、事業者が契約者に対して、現に認知症対応型共同生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第7条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約の内容は、前項の運営規程に基づいており、事業者、契約者ともに当該運営規程を遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービス利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき基準サービスの利用料金のうち、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）については、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。（法定代理受領）
- 2 契約者は、要介護度に応じた基準サービス利用料金のうち、重要事項説明書に定める所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がまだ要介護認定を受けていない場合又は居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く全額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

- 3 契約者は、第5条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 契約者は、前項のほか、契約者の日常生活上必要となる諸費用の実費を負担するものとします。
- 5 第2項から第4項に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日まで

に事業所が指定する方法で支払うものとします。

- 6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします、

第9条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付体系に変更があった場合、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う1カ月前までに説明したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員若しくは主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関と連携し、契約者から聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
- 7 事業者は、自ら提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 8 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力等を行うことにより地域との交流を図るものとします。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、認知症対応型共同生活介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合

には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分に配慮するものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者又はその家族等と事業者との協議により、居室及び共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第13条（契約者の禁止行為）

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 事業所内での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (3) その他決められた物以外の持ち込み

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

第14条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は重大な過失が認められる場合であって、契約者の置かれた心身の状況を斟酌^{しんしゃく}して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第16条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰すことのできない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第17条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 本契約は、次の各号に掲げる事由により終了します。
 - (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により契約者が自立もしくは要支援1と認定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を斟酌し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第18条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第7条第3項、第9条第3項により本契約を解約する場合
 - (2) 契約者が医療機関・介護施設へ入院・入所することとなった場合
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

第19条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者若しくはサービス従事者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者若しくはサービス従事者が故意又は重大な過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 20 条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 契約者が、第 8 条第 2 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (4) 利用者が継続して 14 日以上医療機関に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
 - (5) 利用者が介護施設に入所した場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第 21 条（契約の終了に伴う援助）

- 1 本契約が終了し、利用者が事業所を退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に速やかに行うものとします。
 - (1) 適切な医療機関または介護保険施設等の紹介
 - (2) 居宅介護支援事業所の紹介
 - (3) その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介
- 2 前条の規定により契約が解除され、利用者が施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第 1 号から第 3 号に定める援助を契約者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

第 22 条（居室の明け渡し〔清算〕）

- 1 第 17 条により本契約が終了した場合において、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 12 条第 3 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係わる所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業に対し支払うものとします。
- 3 契約者が第 21 条第 1 項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡し義務

及び前項の料金支払い義務を負いません。

- 4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払いの額については第8条第6項を準用します。

第七章 その他

第23条（契約者代理人）

契約者は、本契約の期間中、自らの判断により本契約に定める権利を行使し、又は義務を履行することが困難なときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

第24条（要望等の処理）

事業者はその提供したサービスに関する契約者等からの要望や相談に対応する窓口として、要望等受付担当者を設置し、迅速かつ適切に対応するものとします。

第25条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契 約 者 住 所 _____

氏 名 _____

本契約第23条の代理人 住 所 _____

氏 名 _____

事 業 者	住 所	花巻市大迫町大迫 1-4-55
	事 業 所 名	特定非営利活動法人 ともにあゆむ会
		グループホーム ぶどう苑
	代表者氏名	理事長 佐々木 敬尚 印